

# 花 専 科 会 則

1. 名称及び所在 本会は「花専科」と称し、所在を会長自宅に置く。
2. 目 的 本会は花の写真撮影同好者が、相互の技術の向上と親睦を図ることを目的とする。
3. 方 針 本会は目的以外の、営利、宗教、政治、市民活動は行わない。
4. 活 動 本会は目的、方針にそって、次の活動を行う。
  - 1) 写真撮影の理論学習、講評会、実技実習
  - 2) 親睦会
  - 3) その他、目的達成の為に必要な事項
5. 例 会 例会は原則として、毎月第三日曜日の午前中とする。又年数回の撮影会(全日)を行う。
6. 会 員 本会は花の写真撮影に意欲的な希望者を会員とする。
7. 役 員 本会は次の役員を置き、会員の互選とする。
  - 1) 会 長 1名
  - 2) 会 計 1名
  - 3) その他
8. 役員任期 役員任期は1年とする。但し再任を妨げない。
9. 役員任務
  - 1) 会長は本会を代表し、本会を統括する。
  - 2) 会計は本会の会計、事務を担当する。
  - 3) 有志が教室の確保をする。
10. 全体会議 会長は毎会計年度終了後、全体会議を召集し、決算、役員選任、運営管理等について付議し、会員の過半数の賛成を得て決議する。又必要に応じて臨時全体会議を招集することが出来る。
11. 会 費 会の維持に掛る諸経費(会の維持費、講師謝礼、会場費、通信費等)として、会員は、一月、一人当たり 2,000 円を納入する。但し集金の都合上、半年毎の前納とする。脱会者の前納分は返金する。
12. 会計年度 本会の会計年度は毎年1月1日から12月31日迄とする。
13. 脱 会 本会は会員の自発的脱会は、これを妨げない。
14. 解 散 本会は会員の過半数の決議により解散できる。この場合、会長は解散決定後、経理を明確にして、その清算を公正に行うものとする。
15. 慶 弔 会員の慶弔については、別途相談する。

付則

本会則は平成17年1月16日より実施する。